



<http://www.stsk.net>

セイブ・ザ・下北沢の活動を伝える

かわらばん

号外

# 新たな段階へと突入した シモキタ問題

10月18日の真相

54号線の事業認可がおりていた！

私たち“セイブ・ザ・下北沢”は、2003年11月に都市計画道路補助54号線の中止を主張の中心に掲げて活動を開始しました。さらに2004年11月に世田谷区が“54号線”の建設を前提とした下北沢周辺の高層化を誘導する“下北沢駅周辺地区地区計画”を発表してからは、その地区計画の見直しも強く求めてきました。

10月18日、世田谷区の都市計画審議会で、区が推進する地区計画が了承されたニュースは、すでに新聞やTVの報道でご存知の方も多いためです。しかも、この審議が行われる直前に、東京都は補助54号線の事業認可を下ろしています。

つまり下北沢の都市計画は18日、一気にふたつの手続きを終えたこととなります。私たち“セイブ・ザ・下北沢”は、このように民意に反した決定を強行した東京都、世田谷区、そして世田谷区都市計画審議会に対し、強い抗議の意志をここに表明します。またこうした強引なやり口で露呈した手続き上の綻びを以下のように指摘します。

1. 今回の審議会の議論の材料として提示された意見書のうち、賛成意見の大半は、区が作成した「ひな型」によるものだったと報じられています。これは行政の中立性を明らかに逸脱した暴挙であり、世田谷区職員による職権乱用です。このような明確な違法行為は、都市計画審議会の会長でさえもあってはならないと警告しています。
2. 世田谷区が法律を破ってまで賛成を増やそう

と工作した意見書ですが、結果的にそのうちわけは、反対6割、賛成4割と反対多数でした。それにもかかわらず、都市計画審議会の答申は、意見書の多数派を無視した結論を下したのです。

希望の象徴となる街づくりを目指して

今回の決定は行政の望む方向へ一歩進んだように見えるかもしれませんが、しかし現在の状況を打破する方法は、確実にあります。各地の住民運動では行政の手続きが終了したタイミングで、その危うさがようやく明らかになり、本格的に始まるケースが珍しくありません。しかし下北沢の場合は、すでにその前の段階で多くの協力者が集まっています。法律さえも無視した行政の進め方は、司法の場においても必ず厳しく裁かれることになるでしょう。

また来春には統一地方選挙があります。この選挙を機に、再開発へのとりくみを変えられる可能性もあります。

今は悲観している時ではありません。まっとうな市民の想いを結集し、力とすべき時です。高度経済成長の時代のシステムの多くは硬直化しており、21世紀の日本の実態に合うように変更していく必要があります。そうした時代の要請を、いち早く実践するための好機とし、よりよい街づくりを実現して、下北沢が「21世紀の日本の希望を象徴する街」になれるように、私たちは、今まで以上に力を尽くしていきます。

今後も私たち“セイブ・ザ・下北沢”へのご支援をどうかよろしくお願ひします。☑

## ●下北 INSIST! レポート

都市計画審議会の前日、17日には「54号線の見直しを求める下北沢商業者協議会」が主催するサウンド・パレード『下北 INSIST!』がありました。平日昼間の開催にもかかわらず300名近くもの参加者があり、関心がいままでにない高まりを見せていることを感じました。

サウンド・パレードの前にクラブ251で行われた決起ライブには、渋さ知らズやソウル・フラワー・ユニオンの中川さんらが駆けつけ、セッションしました。三池炭鉱の労働者によって生まれた『がんばろう』、革命歌の『インターナショナル』は、2000年代の今、「運動」をしている自分の心にも響くものでした。

団体行動であるサウンド・パレードは世田谷区庁舎付近の若林公園に着いて解散、その後は個人行動になります。この日のパレードの目的は、翌日の都市計画審議会にて下北沢の高層再開発を促す「地区計画」の採決を中止してほしいという要請に対する区長なりの回答をもらうことでした。午後5時くらい、「商業者協議会」の代表者たちが区庁舎内に入ろうとし、パレードの参加者たちが後ろから応援します。しかし、区庁舎の前には職員がまるで警備員のようにずらりと立ちはだかり、「区庁舎にお入れすることは出来ません」と押し問答が続きました。世田谷区民の区庁舎への入館を職員が制限するなんて、前代未聞なのではないでしょうか。翌日には都市計画審議会が強硬に採決されたことも含めて、世田谷区行政の硬直さをあらためて実感せざるを得ない出来事でした。



## ●11月20日（月）に“まもれシモキタ！行政訴訟”の第1回口頭弁論が開かれます！

下北沢地域にお住まいの方や下北沢商業者協議会（代表：レディジェーンの大木さん）の主要メンバーが原告となって、去る9月7日に、補助54号線の事業認可などの差し止めを求める“まもれシモキタ！行政訴訟”を東京地裁に提起したことは、当「かわらばん」の15号でお伝えした通りです。この画期的な訴訟の第1回口頭弁論の期日が、いよいよ決定しました。日時は11月20日（月）の午前10時30分からで、約100人が入れる103号法廷（大法廷）で開催されます。

この裁判では、現在下北沢地域でも工事が進みつつ



ある小田急線の連続立体交差事業のあり方を軸に、本来、都市計画とはいかにあるべきか、行政にはどのような姿勢が求められているのかを、正面から問いかけて行くこととなります。現在のところ、直接の被告は国と都になっていますが、今回、担当職員による不正が発覚したにもかかわらず都市計画審議会への地区計画案の諮問を強行した世田谷区の責任も、この訴訟の中で問われることになるでしょう。ぜひ、一人でも多くの方が傍聴されますよう、おすすめします。

11月20日には、多数の報道陣や傍聴希望者が訪れることが予想され、傍聴券が配付される予定ですので、傍聴を希望される方は9時30分までに裁判所玄関前にお集り下さい。

この訴訟についての詳しい情報は「まもれシモキタ！行政訴訟の会」のホームページをご覧ください。訴状等の主な資料も、このホームページからダウンロードしてお読みいただけます。

<http://www.shimokita-action.net/>

## ●11月11日（土）に、“まもれシモキタ！行政訴訟”の説明集会を開催。

11月11日（土）には、“まもれシモキタ！行政訴訟”の意義や内容、見通し等について、この訴訟を担当されている弁護団の先生方にお聞きする説明集会が開催されます。下北沢地域にお住まいの方はもちろん、補助54号線や区の「地区計画」によって起きてくる様々な影響について心配されている方は、まず、この説明集会にご参加下さい。

日時：11月11日（土） 18：00より  
場所：北沢タウンホール3F 第3集会室  
お問い合わせ：03-5452-2015  
(コモン法律事務所内)